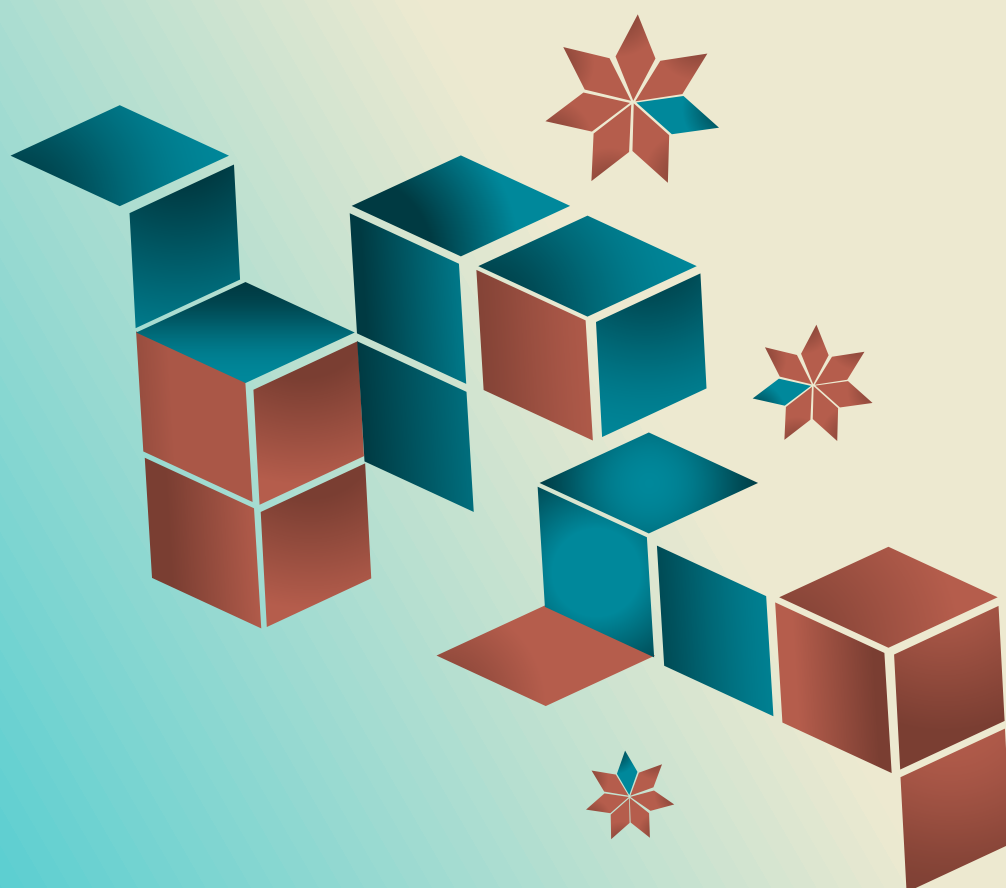


京都工芸繊維大学

産学公連携推進センター

令和7年度年報



Kyoto Institute of Technology
Center for Industry-Academia-
Government Collaboration
Annual Report 2025

はじめに

我が国における人口減少や国際秩序の変動など、社会構造が急速に変化し、将来の見通しが困難な現在において、大学には、知のエキスパートとして、あるべき未来のデザインを示し、その高度な専門的知識と科学的洞察を基盤とする新たな価値創造によって、次世代の社会システムの構築に貢献する役割が求められています。

このような時代の要請に対応するため、京都工芸繊維大学では、産学公連携推進センターを中心に、地域の産業界・団体・自治体等と「組織」対「組織」の関係を築きながら、主体的な連携及び研究の推進を進めています。

産学公連携推進センターには、『連携企画室』『知的財産戦略室』『スタートアップ推進室』『リカレント教育推進室』の4室をおき、URA等の研究開発マネジメント人材を配置し、それぞれの活動を通して、本学で培われた研究成果、知的財産や教育力を社会的価値として還元し、地域社会の発展に貢献することを目指しています。また、産業界や行政と連携した共同研究や受託研究、研究者交流や地域社会との共創事業を通して、今後も産業界・社会からの要請や期待に応えていきます。

このたび、令和7年度における産学公連携推進センターの活動を掲載した「産学公連携推進センター令和7年度年報」を作成しました。本書は、学内外にかかわらず、組織の活動内容を広く周知することを目的としたものです。是非ともご高覧いただけますと幸いです。

令和8年7月

京都工芸繊維大学

産学公連携推進センター長 増田 新

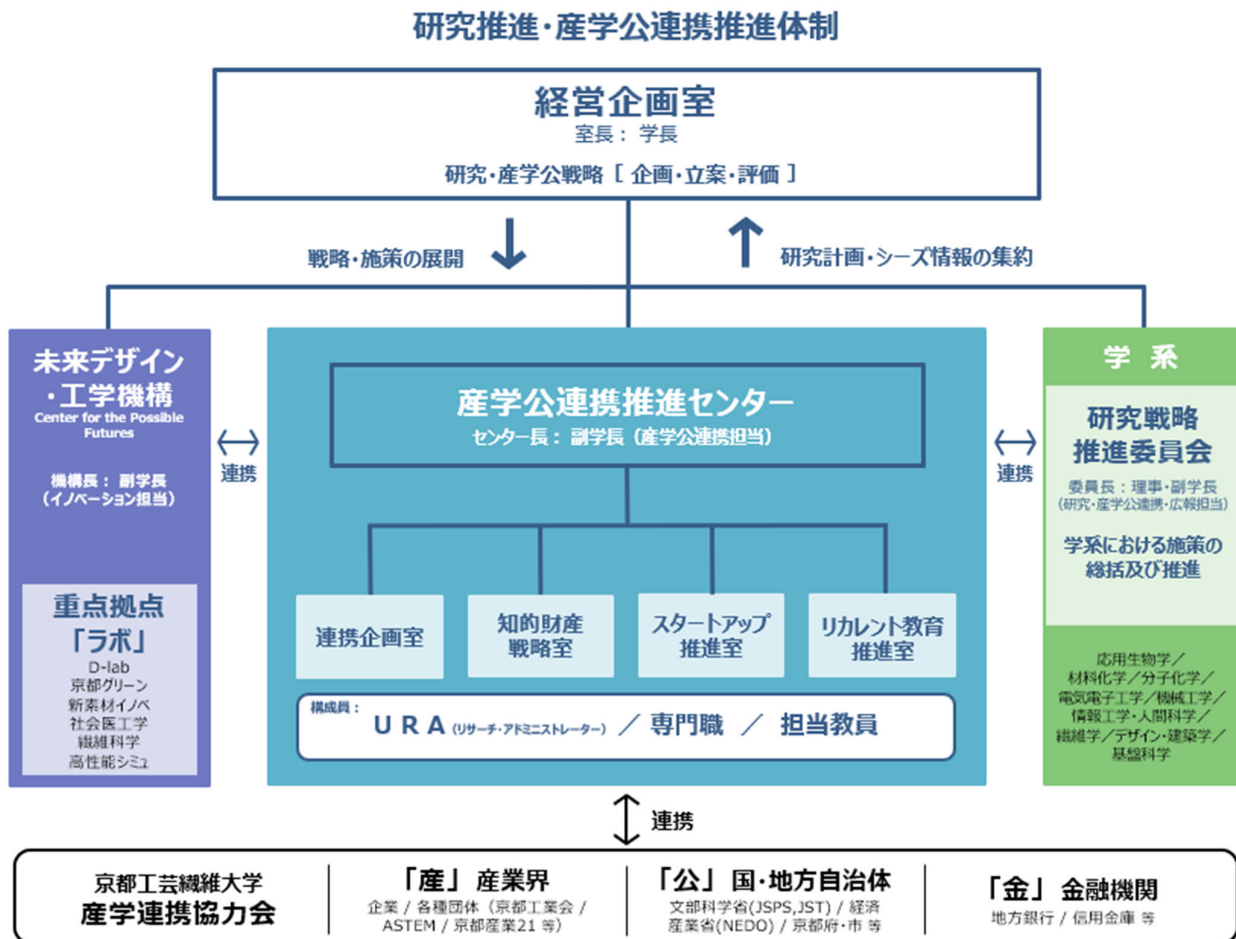
産学公連携推進センター 令和7年度年報 目次

1. 産学公連携推進体制について	1
(1) 概要	
(2) 産学公連携推進センター	
2. 研究シーズ・成果発表	4
(1) 展示会等への出展	
(2) 研究広報・刊行物等	
3. 技術者・社会人教育	7
(1) 社会人教育公開講座【学び直し機械振動～基礎から応用まで～】	
(2) 社会人教育公開講座【学び直し機械設計～材料から加工まで～】	
(3) 履修証明プログラム	
「KIT リカレント教育プログラム ヘリテージ・アーキテクト養成講座」	
(4) 社会人教育公開講座「工学における数値シミュレーション技術の最前線」	
(5) 綾部工業研修所 電気上級コース	
(6) 綾部工業研修所 機械上級コース	
4. 産学連携データ等	11
(1) 産学連携制度の概要	
(2) 科学技術相談	
(3) 産学公連携等実施状況	
(4) スタートアップ相談室	
5. 京都工芸繊維大学産学連携協力会について	16
(1) 概要	
(2) 会員数の推移について	
(3) 令和7年度総会の開催（書面決議）	
(4) 令和7年度講演会・交流会の開催	
(5) 環境技術セミナーの開催	
(6) 企業技術者向け研修の開催	
(7) 共同研究推進等の取り組み	
(8) インターンシップ&企業研究会の開催	
(9) 合同企業説明会の開催	
(10) インターンシップ支援事業	
(11) メールマガジンの発行	
6. 会議等の記録	21
産学公連携推進センター運営委員会	
7. 関係規則	23
京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則	
京都工芸繊維大学産学公連携推進センター連携企画室規則	
京都工芸繊維大学産学公連携推進センター知的財産戦略室規則	
京都工芸繊維大学産学公連携推進センタースタートアップ推進室規則	
京都工芸繊維大学産学公連携推進センターリカレント教育推進室規則	

1. 産学公連携推進体制について

(1) 概要

学長のリーダーシップによる研究・産学公連携推進体制強化を図るため、戦略策定に係る機能を「経営企画室」が企画・立案し、「産学公連携推進センター」、「未来デザイン・工学機構」、「研究戦略推進委員会」が相互に連携しながら産学公連携活動を推進しています。（令和7年度時点）



(2) 産学公連携推進センター

①概要

「京都地域を牽引し、産業のるつぼ〈京都バレー〉を構築し、また社会の発展を牽引すべく知的貢献を為す」という理念に基づき、本学では「産学公連携推進センター」を中心として、企業ニーズと大学シーズのマッチングによる共同研究や受託研究、研究者交流や地域社会との連携事業を通して、積極的に社会貢献活動に取り組んでいます。

また、これまで研究者個人と企業との関係になりがちであった共同研究の関係を「組織」対「組織」の関係へ発展させ、研究プロジェクトの大型化、知的財産の保護・活用、大学発スタートアップの推進・支援、リカレント教育の展開など、産学連携の拡充を図っています。

②役割

産学公連携推進センターに、「連携企画室」「知的財産戦略室」「スタートアップ推進室」「リカレント教育推進室」の4室を置き、それぞれの業務を遂行しています。

<連携企画室>

専任のURA、教員を配置し、企業ニーズと研究シーズのマッチングによる共同研究等の産学連携を推進します。さらに、「組織」対「組織」の産学連携に対応していくため、産学公連携に係る学内外の窓口として、教員組織である「学系」および重点研究組織である「未来デザイン・工学機構」に対するサポートを行います。

(担当業務)

- ・産学公連携プロジェクト等の企画及び推進に関すること
- ・企業、地方公共団体その他の外部の機関との共同研究及び受託研究等の促進に関すること
- ・地域等の研究ニーズ及び研究シーズに基づく産学公連携に関すること
- ・産学公研究者交流に関すること
- ・技術教育への支援に関すること
- ・外部資金の獲得に関する情報収集及び支援に関すること
- ・研究成果等に基づいた実用化の支援 など

<知的財産戦略室>

専任のURA、教員を中心に、知的財産の戦略、保護・管理・活用に関する企画、立案及び実施を通して、本学で創出された研究成果や知的財産の社会への還元を目指します。

(担当業務)

- ・知的財産戦略に関すること
- ・知的財産の審査等に関すること
- ・知的財産の保護、管理及び活用に関すること など

<スタートアップ推進室>

専任のURA、教員を中心に、起業マインドの醸成や起業シーズの発掘・育成、起業時における伴走支援などの活動を展開することにより、本学発スタートアップの推進を図ります。

(担当業務)

- ・アントレプレナーシップ教育及び起業マインド醸成に関すること
- ・起業シーズの発掘及び育成に関すること
- ・大学発スタートアップの起業に係る啓発及び相談対応に関すること
- ・大学発スタートアップ起業時における伴走支援に関すること など

<リカレント教育推進室>

地域等のニーズに基づくリカレント教育の推進に関すること、リカレント教育プログラムに関すること、その他本学のリカレント教育の推進および支援に関するについて、企画、立案および実施を担います。企業との「組織」対「組織」の共同関係を生かして、実務家教員を配置した履修証明プログラム等を開設しています。

(担当業務)

- ・地域等のニーズに基づくリカレント教育の推進に関すること
- ・リカレント教育プログラムに関すること など

③メンバー

産学公連携推進センター（令和7年度）

産学公連携推進センター長	増田 新（理事・副学長）
産学公連携推進センター副センター長	山下 兼一（副学長）
産学公連携推進センター副センター長	堀内 淳一（理事・副学長）

<連携企画室>

連携企画室長／シニアU R A	山戸 俊幸
連携企画室副室長／分子化学系	熊田 陽一
連携企画室副室長／准教授	殿井 裕之
シニアU R A	行場 吉成
シニアU R A	南條 恭久
シニアU R A	金山 秀行
専門職（プロジェクトディレクター）	向井 雅昭

<知的財産戦略室>

知的財産戦略室長／シニアU R A	南條 恭久（再掲）
知的財産戦略副室長／シニアU R A	金山 秀行（再掲）
シニアU R A	山戸 俊幸（再掲）
シニアU R A	行場 吉成（再掲）
准教授	殿井 裕之（再掲）

<スタートアップ推進室>

スタートアップ推進室長／准教授	殿井 裕之（再掲）
スタートアップ推進室副室長／シニアU R A	山戸 俊幸（再掲）
シニアU R A	南條 恭久（再掲）
シニアU R A	金山 秀行（再掲）

<リカレント教育推進室>

リカレント教育推進室長／教授	高田 隆裕
情報工学・人間科学系	延原 章平
デザイン・建築学系	清水 重敦
分子化学系	中 建介
機械工学系	山口 桂司
機械工学系	高木 知弘
電気電子工学系	島崎 仁司
繊維学系	奥林 里子

<京都府北部担当>

特任専門職（産学公連携コーディネーター）	諏訪 吉昭
特任専門職（産学公連携コーディネーター）	新田 稔

2. 研究シーズ・成果発表

(1) 展示会等への出展

①大学見本市 2025～イノベーション・ジャパン

実施日：令和7年8月21日（木）、22日（金）

場 所：東京ビッグサイト

主 催：国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

出 展：1. 分子化学系 布施 泰明 准教授

「新しいイオン化フィールド」

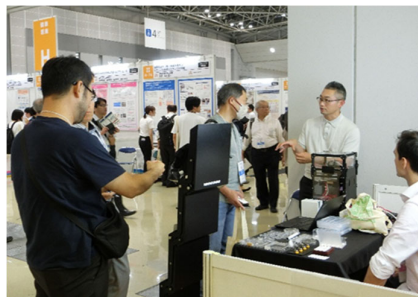
2. 繊維学系 徐 淮中 准教授

「超精密 3D プリンタと足場材」

3. 情報工学・人間科学系

SIRIARAYA PANOTE 准教授

「認知症の人の生活の質を向上させるVRシステム」



②中信ビジネスフェア 2025

開催日：令和7年10月8日（水）、9日（木）

場 所：京都パルスプラザ

主 催：京都中央信用金庫、中信サクセスクラブ

出 展：産学公連携推進センター

（ポスター展示・研究者紹介ハンドブックや
知のシーズ集等の配布）



③Maching HUB Hokuriku2025

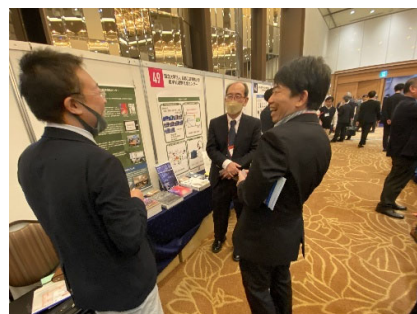
開催日：令和7年11月14日（金）

場 所：ANA クラウンプラザホテル金沢

主 催：北陸先端科学技術大学院大学

出 展：産学公連携推進センター

（ポスター展示・研究者紹介ハンドブックや
知のシーズ集等の配布）



④ビジネスチャンス発掘フェア 2025

開催日：令和7年11月26日（水）、27日（木）

場 所：マイドームおおさか

主 催：八尾商工会議所等

出 展：産学公連携推進センター

（ポスター展示・研究者紹介ハンドブックや
知のシーズ集等の配布）



⑤産技研 UC 創造フォーラム

開催日：令和7年11月28日（金）

場 所：京都リサーチパーク

主 催：地方独立行政法人 京都市産業技術研究所

出 展：産学公連携推進センター

（ポスター展示・研究者紹介ハンドブックや
知のシーズ集等の配布）



⑥京都ビジネス交流フェア 2026

開催日：令和8年2月18日（水）、19日（木）

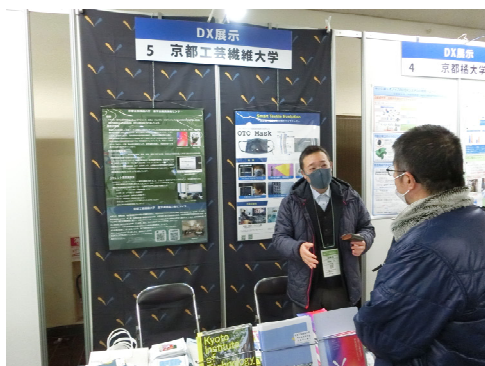
場 所：京都パルスプラザ

主 催：京都府、公益財団法人京都産業21

出 展：①繊維学系 永野 光 准教授

「五感の一つである「触覚」に着目し、ヒト・ロボット・VRを横断する研究」

②産学公連携推進センター（ポスター展示・研究者紹介ハンドブックや知のシーズ
集等の配布）



(2) 研究広報・刊行物等

① 研究者紹介ハンドブック

https://www.liaison.kit.ac.jp/researchers_db/

研究者紹介ハンドブックでは、本学の研究者（教員）について、研究テーマやその内容、所属学会、主な職歴などを写真とともに紹介しています。冊子巻末では、本学における産学公連携に関する情報を掲載しています。



② 知のシリーズ集

<https://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/db/>

本学教員がどのような研究を行っているのか、バイオ、材料、電子、情報、機械、環境などの先端科学技術分野から建築・デザインまでの幅広い分野に関して、基礎研究からその応用までを具体的に紹介しています。



③ 注目研究の紹介

<https://www.liaison.kit.ac.jp/chuumokukenkkyu/>

毎月1回、本学教員の注目研究を紹介したページを掲載しています。

④ パテントカタログ

<https://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/patent/>

本学が単独で保有するパテント（特許）を中心に、その特徴や新規性、従来技術との比較、産業応用のイメージなどをまとめて紹介しています。

3. 技術者・社会人教育

(1) 社会人教育公開講座【学び直し機械振動～基礎から応用まで～】

趣 旨：社会人向け教育公開講座として、本学の地域貢献事業の一環として実施する社会人生涯教育プログラムであり、機械振動への対処を行う実務担当者を対象に、苦手意識を持たれがちな機械振動の世界を解きほぐすための道しるべを示す。

開講期間：令和7年4月7日（月）～令和7年7月31日（木）
（全15回。1回あたり90分程度）

受講対象：機械振動に関する実務を担うエンジニア

実施方法：Moodleを使用したオンデマンド配信型講義

受講者数：6名

内容・講師：機械振動（初級編）…機械工学系 増田 新 教授

機械振動（中級編）…機械工学系 増田 新 教授、滋賀県立大学 田中 昂 講師

機械振動（上級編）…機械工学系 増田 新 教授、機械工学系 三浦 奈々子 准教授

受講料：一般参加：45,000円、産学連携協力会会員企業：30,000円

(2) 社会人教育公開講座【学び直し機械設計～材料から加工まで～】

趣 旨：社会人向け教育公開講座として、本学の地域貢献事業の一環として実施する社会人生涯教育プログラムであり、設計実務を担う若手エンジニアのスキルアップを目的としている。今年度の講座では、機械設計に必須な知識として材料学や材料力学、有限要素解析、疲労設計や破壊力学、加工学をピックアップして開講する。

開講期間：令和7年4月7日（月）～令和7年7月31日（木）
（全12回。1回あたり90分程度）

受講対象：設計実務を担う若手エンジニア

実施方法：Moodleを使用したオンデマンド配信型講義

受講者数：4名

内容・講師：工業材料学…機械工学系 森田 辰郎 教授

有限要素法…機械工学系 高木 知弘 教授

機械設計学…機械工学系 射場 大輔 教授

材料加工……機械工学系 山口 桂司 准教授、機械工学系 江頭 快 准教授

受講料：（全コース一括）一般参加：36,000円、産学連携協力会会員企業：24,000円、
（各コース別）一般：10,800円/1コース、
産学連携協力会会員企業：7,200円/1コース

(3) 履修証明プログラム

「KIT リカレント教育プログラム ヘリテージ・アーキテクト養成講座」

趣 旨：昨今、文化財保護の対象の拡大、歴史的建築物の活用の促進など、建築や都市の保存再生の社会的意義の認知やその実例が格段に広がりつつある。また、ヘリテージ・マネージャーの養成が全国で進み、文化遺産保護を支える人材の裾野が広がってきている。社会人を対象とする本養成講座では、建築の実務に特化してリビング・ヘリテージの保存再生デザイン及び活用提案を行う高度な能力を有する人材、すなわち「ヘリテージ・アーキテクト」を養成することを目的とした教育を行う。

開講期間：令和7年9月20日（土）～令和8年2月14日（土） 隔週土曜日
（全11回 62.5時間）

会 場：京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス講義室、オンライン、学外見学先

受講対象：以下の（A）または（B）のうち少なくとも一方を満たし、歴史的建築の保存再生デザインに強い関心をお持ちの方

（A）建築士（一級、二級、木造建築士のいずれか）資格保持者

（B）ヘリテージ・マネージャー（文化財マネージャー）修了認定保持者

受講者数：20名

講 師：デザイン・建築学系 清水 重敦 教授

デザイン・建築学系 マルティネス・アレハンドロ 准教授

デザイン・建築学系 花田 佳明 特任教授

デザイン・建築学系 笠原 一人 准教授

デザイン・建築学系 田原 幸夫 客員教授

デザイン・建築学系 長坂 大 名誉教授

デザイン・建築学系 満田 衛資 教授

デザイン・建築学系 中山 利恵 准教授

デザイン・建築学系 魚谷 繁礼 教授

他 外部講師（複数名）

受講料：120,000円

後 援：一般社団法人日本イコモス国内委員会、

一般社団法人 DOCOMOMO Japan、

京都文化財マネージャー育成実行委員会（NPO 法人古材文化の会、京都府教育委員会、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター、一般社団法人京都府建築士会、京都市）、京都工芸繊維大学 KYOTO Design Lab

プログラムの修了要件を満たした受講者20名に、履修証明書を授与した。



(4) 社会人教育公開講座「工学における数値シミュレーション技術の最前線」

趣 旨：材料および流体の数値シミュレーションを実務で活用される方向けに、工学分野で広く用いられる数値シミュレーション技術の基礎理論と主な離散化手法を解説する。

開講期間：令和7年12月3日（水）～令和8年2月4日（水）（全8回。1回あたり2時間。）

会 場：京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス講義室、オンライン

受講対象：大学理工系卒の基礎知識をもつ人

受講者数：3名

講 師：機械工学系 高木 知弘 教授

機械工学系 飯塚 高志 教授

機械工学系 福井 智宏 准教授

機械工学系 小林 祐生 助教

受 講 料：一般：35,000円（部分受講の場合、1回ごとに5,000円）

京都工芸繊維大学産学連携協力会会員企業：

30,000円（部分受講の場合、1回ごとに4,000円）

京都工芸繊維大学 社会人教育公開講座
「工学における数値シミュレーション技術の最前線」

趣 旨
本講座では、材料および流体の数値シミュレーションを業務で活用される方向けに、工学分野で広く用いられる数値シミュレーション技術の基礎理論と主な離散化手法を解説します。また、最新の技術動向を取り上げ、数値シミュレーション技術の最前線を紹介しながら、質問を交えていきます。

■令和7年度実施要綱

開催日時	令和7年12月3日～令和8年2月4日 ※オンライン・対面併行開催にて実施します。	開催時間	15:00-17:00
会場	京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス講義室 または Webex によるオンライン開催	講座時間・回数	120分×8回（8回を2セット、4回に1回を休講）
受講方法	ハイブリッド（対面・オンライン併行開催）	対象者	大学理工系卒の基礎知識をもつ人
定員	20名（申込順に決定）	申込受付方法	先着順 【申込用紙ダウンロード】 https://www.kkf.ac.jp/application/view/index.php?id=302353 ※申込用紙の提出期限は、申込用紙に記載のとおりです。
受講料	一般：35,000円（部分受講の場合、1回ごとに5,000円） 産学連携協力会会員企業：30,000円（部分受講の場合、1回ごとに4,000円） 【詳細は申込用紙をご覧ください。】 https://www.kkf.ac.jp/kyouzaikai/kyouzaikai/about/	その他	●会場と受講生の両方の都合で、開催に際して、会場が変更になる場合があります。 ●申込みに際してのこと ①申込用紙に記入すること ②申込用紙に記入すること ③申込用紙に記入すること ④申込用紙に記入すること ⑤申込用紙に記入すること ⑥申込用紙に記入すること ⑦申込用紙に記入すること ⑧申込用紙に記入すること ⑨申込用紙に記入すること ⑩申込用紙に記入すること ⑪申込用紙に記入すること ⑫申込用紙に記入すること ⑬申込用紙に記入すること ⑭申込用紙に記入すること ⑮申込用紙に記入すること ⑯申込用紙に記入すること ⑰申込用紙に記入すること ⑱申込用紙に記入すること ⑲申込用紙に記入すること ⑳申込用紙に記入すること ㉑申込用紙に記入すること ㉒申込用紙に記入すること ㉓申込用紙に記入すること ㉔申込用紙に記入すること ㉕申込用紙に記入すること ㉖申込用紙に記入すること ㉗申込用紙に記入すること ㉘申込用紙に記入すること ㉙申込用紙に記入すること ㉚申込用紙に記入すること ㉛申込用紙に記入すること ㉜申込用紙に記入すること ㉝申込用紙に記入すること ㉞申込用紙に記入すること ㉟申込用紙に記入すること ㊱申込用紙に記入すること ㊲申込用紙に記入すること ㊳申込用紙に記入すること ㊴申込用紙に記入すること ㊵申込用紙に記入すること ㊶申込用紙に記入すること ㊷申込用紙に記入すること ㊸申込用紙に記入すること ㊹申込用紙に記入すること ㊺申込用紙に記入すること ㊻申込用紙に記入すること ㊼申込用紙に記入すること ㊽申込用紙に記入すること ㊾申込用紙に記入すること ㊿申込用紙に記入すること
問い合わせ先	京都工芸繊維大学 社会人教育公開講座事務局 〒612-8581 京都府京都市下区松ヶ崎1-1 TEL: 075-724-7100 E-mail: chikaku@kf.kkf.ac.jp 詳細の申込用紙は以下のホームページにて公開しています。 https://www.kkf.ac.jp/kyouzaikai/kyouzaikai-study-event/		

(5) 綾部工業研修所 電気上級コース

趣 旨：綾部市、福知山市を中心とする中丹地域における中堅技術者養成のための工業基礎教育。

一般社団法人綾部工業研修所が主催。受講者が、電子回路が理解でき、回路の消費電力や周波数特性等が求められるようになり、トランジスタやオペアンプを使った初歩的な回路設計ができるようになることを目標とする。

開講期間：令和7年7月14日（月）～令和8年5月18日（月）（全27回）

会 場：京都工芸繊維大学 綾部地域連携室、オンライン

受講対象：綾部市、福知山市を中心とする中丹地域の製造業で働く技術者。

理工学系学部を卒業した若年層、または十分な実務経験があり、一定レベルに達している高専卒・工業高校卒の技術者。

受講者数：3名

講 師：電気電子工学系 島崎 仁司 准教授

電気電子工学系 三瓶 明希夫 教授

電気電子工学系 廣木 彰 准教授

(6) 綾部工業研修所 機械上級コース

趣 旨：綾部市、福知山市を中心とする中丹地域における中堅技術者養成のための工業基礎教育。
一般社団法人綾部工業研修所が主催。受講者が、PC による構造解析とその基礎のスキルアップすることを目標とする。

開講期間：令和7年7月23日（水）～令和8年6月3日（水）（全28回）

会 場：京都工芸繊維大学 綾部地域連携室、オンライン

受講対象：綾部市、福知山市を中心とする中丹地域の製造業で働く技術者。
理工学系学部を卒業した若年層、または十分な実務経験があり、
一定レベルに達している高専卒・工業高校卒の技術者。

受講者数：4名

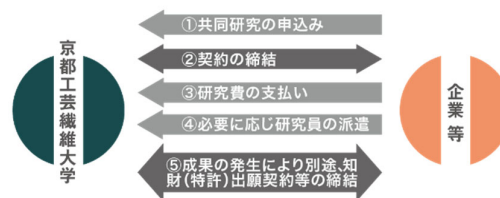
講 師： 機械工学系 武末 翔吾 准教授
機械工学系 小野 裕之 助教
機械工学系 飯塚 高志 教授

4. 産学連携データ等

(1) 産学連携制度の概要

●共同研究制度

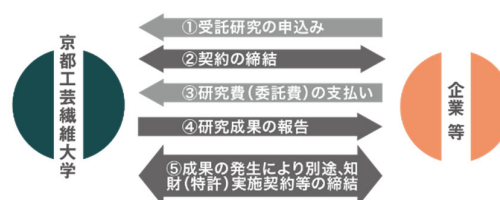
企業等と当大学の研究者が協力して、共通の課題について対等の立場で共同して研究することで、優れた成果を生み出そうとするのが共同研究制度です。研究に必要な設備を大学内に持ち込むことや、当大学に企業から研究者を派遣することもできます。



●受託研究制度

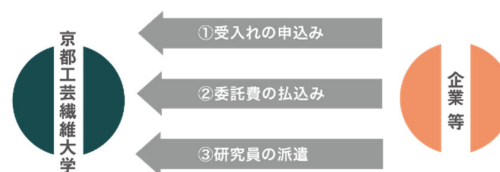
企業等から当大学の研究者が委託を受けて研究を実施し、その成果を委託者に報告する制度です。

(ここでの「受託」は大学側から見た呼称です。)



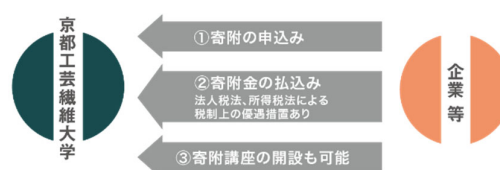
●受託研究員制度

企業等が現職技術者や研究者を当大学に派遣して、大学院レベルの研究指導を受ける制度です。



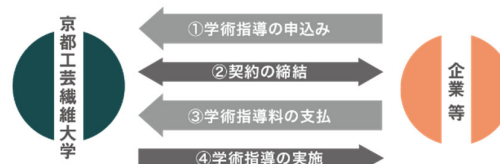
●寄附金制度

学術研究や教育の奨励を目的として、企業等から現金を受け入れる制度です。当大学への寄附金は、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。また、法人の場合は全額を損金に算入することができます。個人の場合は、寄附金の年間合計が2千円を超える場合、その超えた金額を総所得金額の40%を上限として所得控除できます。



●学術指導制度

当大学の研究者が、企業等の事業活動を支援することを目的として、教育、研究又は技術上の専門知識に基づき、企業等に指導及び助言を行います。



(2) 科学技術相談

企業等において、研究開発や生産活動の過程で、技術的な問題が生じることがあると思います。
このようなときにご活用いただけるのが「科学技術相談」です。

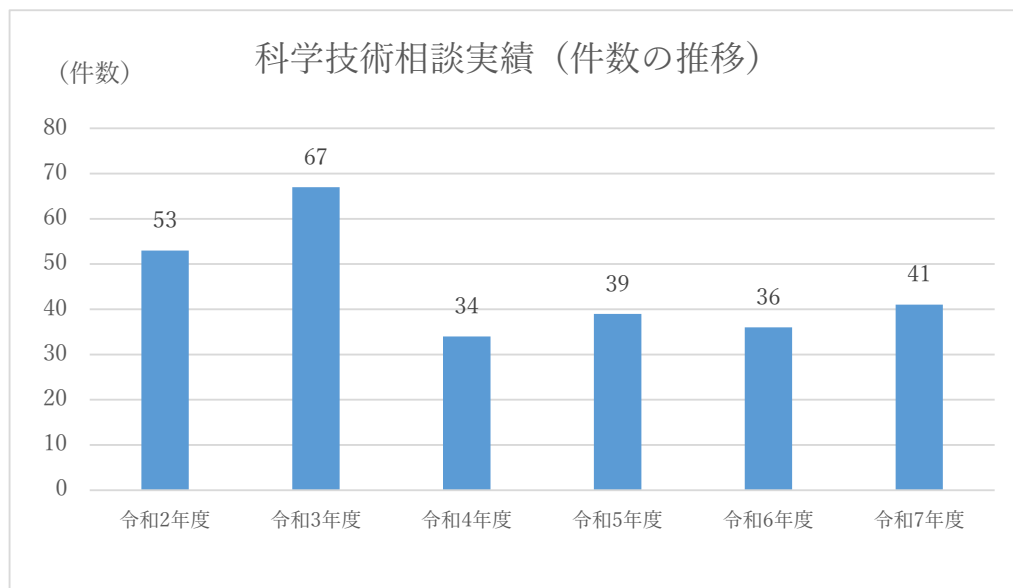
本学には、幅広い研究分野の専門研究者(教員)がおり、企業等の現場で解決を迫られている課題に対して相談に応じることができます。

科学技術相談から共同研究等へと発展し、企業等の課題解決に繋がることを期待しております。

・相談受付の流れ



・科学技術相談実績（件数の推移）



*****相談申込先*****

京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター

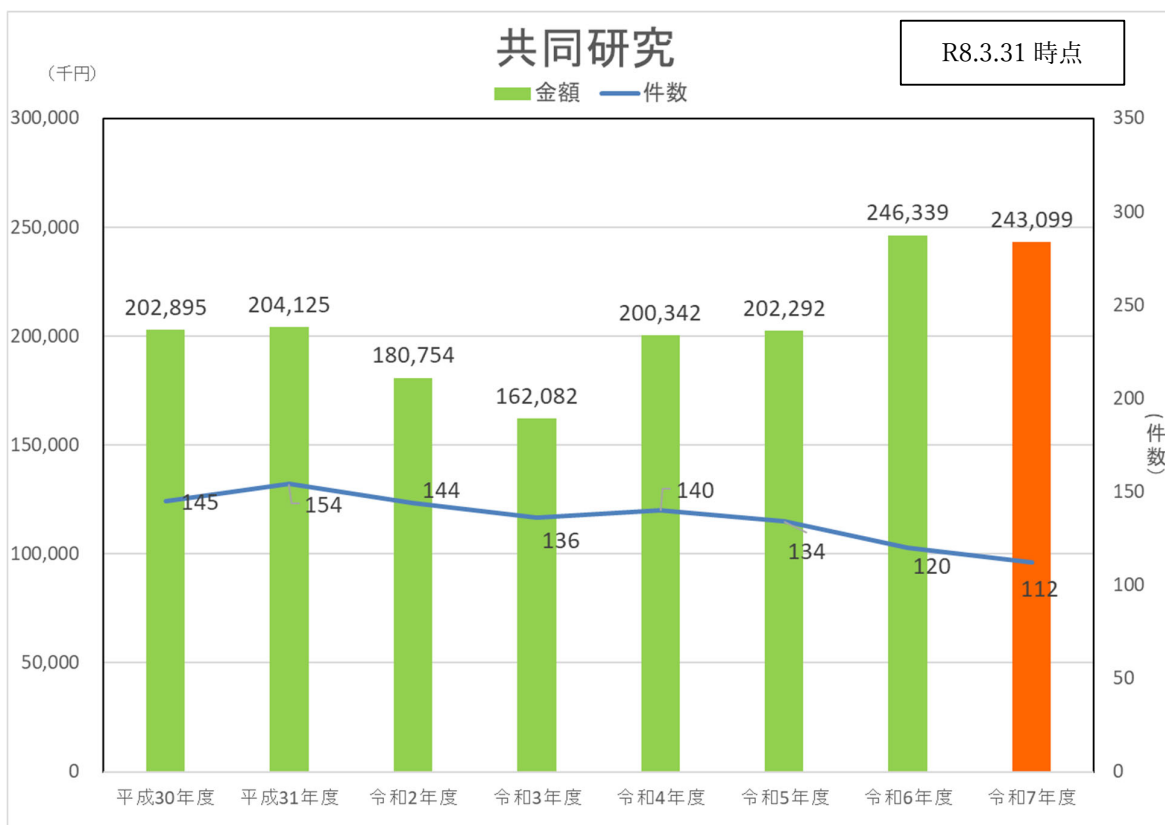
〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1

E-Mail: corc@kit.ac.jp

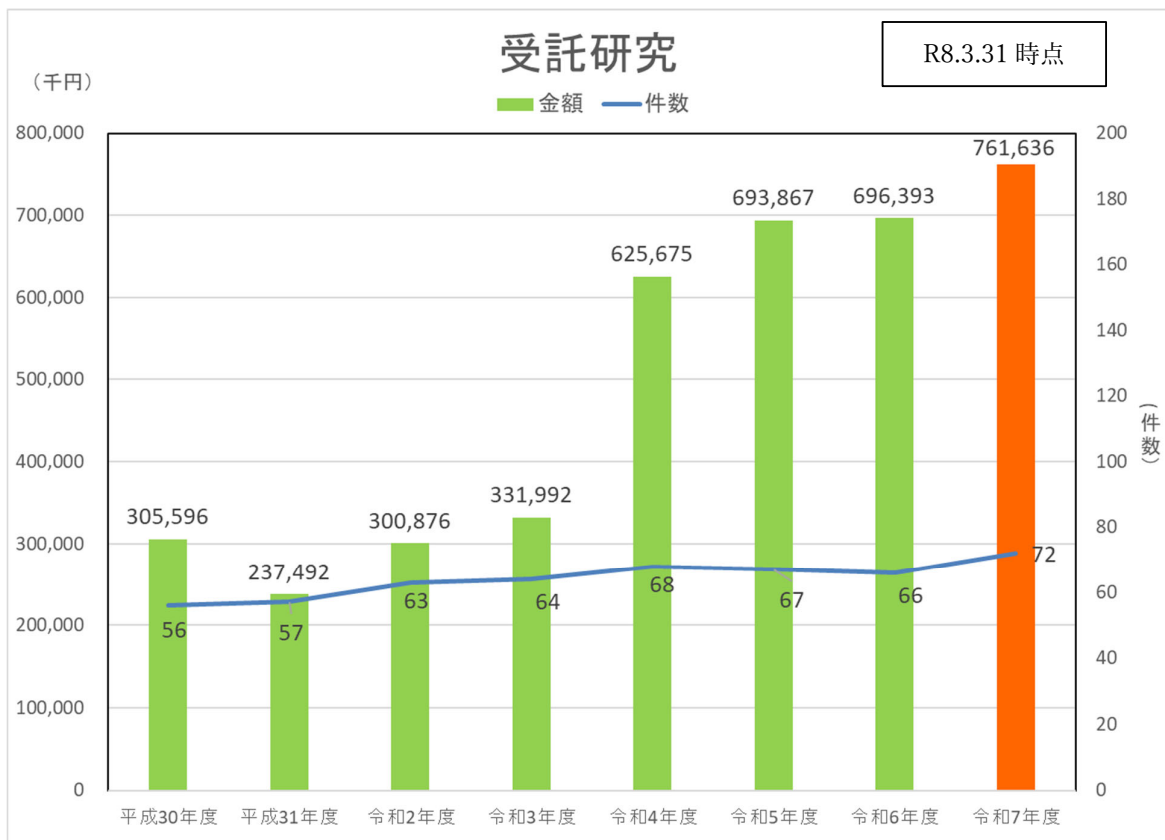
(3) 産学公連携等実施状況

(産学公連携推進センター運営委員会資料より)

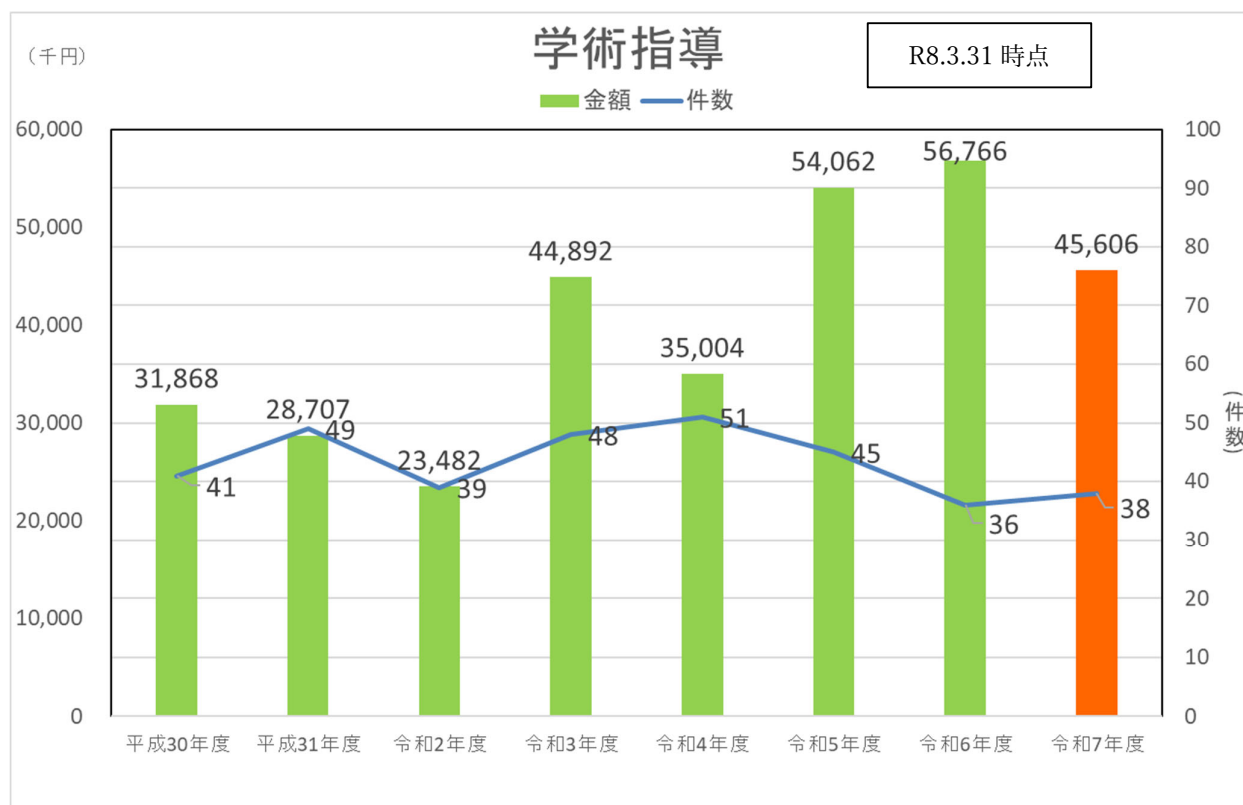
① 共同研究実施状況



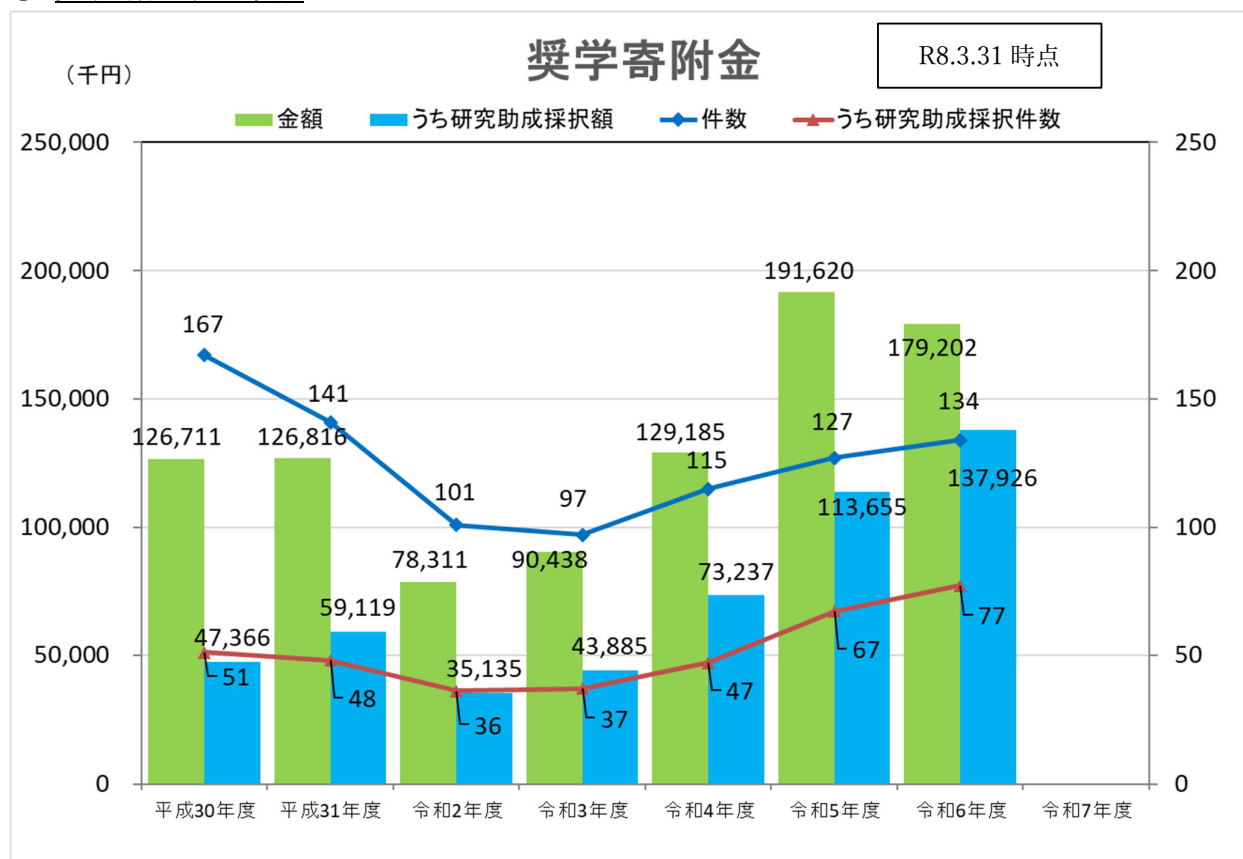
② 受託研究実施状況



③ 学術指導実施状況



④ 奨学寄附金受入状況



⑤ 特許等出願状況（令和8年3月31日現在）

※（ ）内は共同出願

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発明等届出件数		36	44	34	40	38	34
特許等 出願件数	国内出願 ^{※1}	32(22)	34(17)	41(28)	42(25)	41(28)	29(18)
	国際出願 ^{※2}	5(2)	13(10)	3(3)	17(13)	3(3)	18(9)
	外国出願 ^{※3}	7(7)	10(10)	3(3)	4(4)	3(3)	12(8)

特許権保有件数：257(193)件（令和8年5月1日現在）

内訳：国内 164(103)件、外国 93(90)件

※1 「国内出願」には基礎出願、国内優先権主張出願、分割出願件数を計上

※2 「国際出願」には特許協力条約(PCT)に基づく出願件数を計上

※3 「外国出願」には国ごとに提出した件数(パリ条約に基づく出願、PCT 出願・EPC 出願後の指定国移行を含む)を計上

(4) スタートアップ相談室

スタートアップ（準備中、既に設立済も含む）に関心のある教職員・学生・卒業生を対象に、センターの実務家教員が相談員となり、スタートアップで働くなどの卒業後のキャリア視点の相談から、知財戦略や先行技術調査、事業計画策定、ファイナンス交渉のサポートなどの実務的な相談まで、スタートアップに係る様々な相談を受け付ける「スタートアップ相談室」を令和4年9月に開設しました。

相談員：未来デザイン・工学機構
産学公連携推進センター

准教授 Sushi Suzuki
准教授 殿井 裕之（公認会計士）

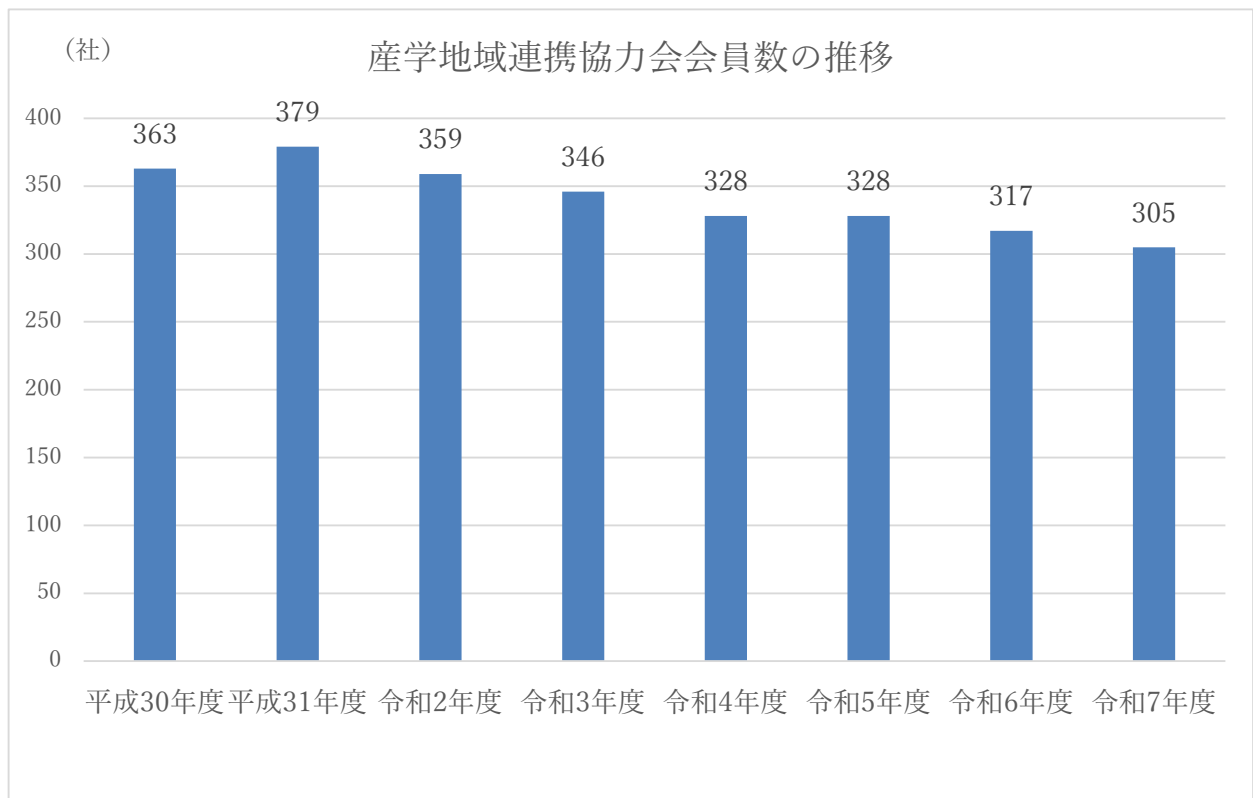
5. 京都工芸繊維大学産学連携協力会について

(1) 概要

本学では、地域社会、特に地域産業界の更なる発展を目的に、総合的な産学連携を推進する組織“産学連携協力会”を設置しています。産学連携協力会では、産・学・公の研究者や事業担当者の交流、科学技術に関する研修会の実施、科学技術相談や共同研究等の推進、産学公連携に関する情報発信に加えて、加盟企業のインターンシップや就職に関する情報を在学生へ提供することなど、産学連携を通じての人材育成に向けた事業も実施しています。

(2) 会員数の推移について

令和7年度末時点では、305社となっています。



(3) 令和7年度総会の開催（書面決議）

令和7年度は令和6年度に引き続き、総会を書面決議にて行い、令和6年度事業報告や令和7年度の役員選出、事業計画について承認されました。

(4) 令和7年度講演会・交流会の開催

開催日：令和7年12月8日（月）

場所：ホテルオークラ京都（京都市中京区河原町御池）

参加者：約100名

プログラム：

- ・特別講演会

会場：4階 暁雲

講師：一般財団法人 地域未来創生機構 中黒 茂司 氏

演題：「「産学官金+証」が共に創る未来の価値

～シーズ探索からニーズ共創へ 企業ニーズの把握がイノベーションの起点に！～」

- ・交流会

会場：4階 暁雲

講演概要：

「産学官金+証」が共創する新たな産学連携の形として、研究シーズ発信ではなく、企業の悩み（ニーズ）からスタートする手法の重要性が紹介されました。企業課題を丁寧に言語化し、大学の研究成果を社会実装へとつなぐ視点、およびURA・コーディネーターの役割や連携を円滑に進める仕組みづくりについて具体的な事例を交えた内容に、参加者からも高い関心が寄せられました。



吉本昌広学長の挨拶



一般財団法人地域未来創生機構 中黒氏の講演



講演会の様子



交流会の様子

(5) 環境技術セミナーの開催

本学と京都リサーチパーク株式会社との共催で、持続可能な技術開発をテーマにした「環境技術セミナー」シリーズを令和7年6月から12月にかけて全3回、京都リサーチパークにて開催しました。

本セミナーでは、環境課題の解決に資する最先端の研究や技術開発について紹介し、参加者との活発な質疑応答や意見交換を通じて、研究テーマの理解を深め、産学連携につながる機会を提供しました。

■全3回シリーズ

第1回 6月4日	#1 脱炭素社会を支えるエネルギー変換デバイスおよびオンサイト環境計測技術 ① 機械工学系 西田 耕介 准教授 「燃料電池デバイスの高性能化に資する計測・解析技術」 ② 分子化学系 吉田 裕美 教授 「PFASの電量測定法—標準物質・校正を必要としない絶対定量—」
第1回 8月6日	#2 環境にやさしい表面改質技術：ミスト半導体形成と微細テクスチャリング ③ 電気電子工学系 西中 浩之 教授 「ミストを用いた半導体形成技術：様々な半導体材料への展開」 ④ 機械工学系 山口 桂司 准教授 「微細塑性加工を応用した表面機能の改善」
第1回 12月10日	#3 持続可能な未来を築く：金属と高分子の複合技術の開発とポリマー分解技術の革新 ⑤ 材料化学系 中西 英行 教授 「金属と高分子の複合技術の開発」 ⑥ 繊維学系 福島 和樹 教授 「分解性ポリマーの機能化とポリマー分解技術の物質循環社会への展開」

(6) 企業技術者向け研修の開催

企業技術者向け研修を開催しました。受講料について、産学連携協力会会員が特別価格で受講できるよう優遇措置を行いました。

【社会人教育公開講座「学び直し機械振動～基礎から応用まで～」】

開催日：令和7年4月7日（月）～令和7年7月31日（木）

（全15回。1回あたり90分）

方 法：オンライン開催

対 象：機械振動に関する実務を担うエンジニア

参加者：6名（うち会員企業：6名）

※詳細はP7をご覧ください。

【社会人教育公開講座「学び直し機械設計～材料から加工まで～」】

開催日：令和7年4月7日（月）～令和7年7月31日（木）

（全15回。1回あたり90分）

方 法：オンライン開催

対 象：設計実務を担う若手エンジニア

参加者：4名（うち会員企業：4名）

※詳細はP7をご覧ください

【社会人教育公開講座「工学における数値シミュレーション技術の最前線」】

開催方法：対面・WEBのハイブリッド開催

開催期間：令和7年12月3日（水）～令和8年2月4日（水）

（全8回。1回あたり2時間）

対 象：大学理工系卒の基礎知識をもつ人

参加人数：3名（うち会員企業：2名）

※詳細はP9をご覧ください。

(7) 共同研究推進等の取り組み

会員企業からの科学技術相談を随時受付け、産学公連携推進センターUR Aが対応を行い、関係教員とのマッチングを支援しました。また、知のシーズ集を発行し、会員企業へ配布しました。

(8) インターンシップ&企業研究会の開催

学生に対するキャリア教育の一環として、学生が企業の担当者から直接説明を聞く機会を設け、学生の業界理解・企業理解を深め、主体的な職業選択の推進や勤労観の醸成を図るため、「インターンシップ&企業研究会」を開催しました。

（開催日程）

・対面開催：令和7年5月15日（木）、16日（金）、19日（月）

・会 場：京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス東構内体育館

産学連携協力会会員企業へは、一般募集に先立って案内を行って、出展料を割引とし、優先的に参加いただけるよう措置しました。令和7年度は、ブース出展、OB・OG紹介動画の掲載、バナー広

告の掲載の3形態により開催し、会員企業の出展は54社でした。

(9) 合同企業説明会の開催

学生の就職情報収集と企業の人材採用に係る広報の場を提供することを目的に、令和7年度に卒業・修了予定の学生を主な対象とした、合同企業説明会を開催しました。

(開催日程)

- ・対面開催：令和8年3月3日（火）、4日（水）、5日（木）
- ・会場：京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス東構内体育館

産学連携協力会会員企業へは、一般募集に先立って案内を行って、出展料を割引とし、優先的に参加いただけるよう措置しました。令和7年度は、ブース出展、OB・OG紹介動画の掲載、バナー広告の掲載の3形態により開催し、会員企業の出展については55社でした。

(10) インターンシップ支援事業

学生が会員企業のインターンシップに参加した場合、QUOカードを支給し、会員企業のインターンシップへより積極的に参加するよう促しました。延べ61名の学生が、会員企業でのインターンシップに参加しました。また、海外拠点でのインターンシップに参加した学生4名に対しても、QUOカードを支給し、海外での活動を支援しました。

(11) メールマガジンの発行

毎月1回メールマガジンを発行し、会員企業に対し、本学で開催予定のイベントや大学のTopicsなどを紹介しました。

6. 会議等の記録

産学公連携推進センター運営委員会

第 77 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 4 月 17 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 令和 7 年度産学公連携推進センター事業計画について
2. 知的財産戦略室会議(令和 7 年 4 月 9 日開催)での評価・審査結果について

第 78 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 5 月 15 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. URA の採用計画について
2. 令和 7 年度 人事計画構想について
3. 大学発スタートアップへの支援について
4. 知的財産戦略室会議(令和 7 年 4 月 30 日開催)での評価・審査結果について

第 79 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 6 月 19 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. URA の採用について
2. 知的財産戦略室会議（令和 7 年 6 月 11 日開催）での評価・審査結果について

第 80 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 7 月 17 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議（令和 7 年 7 月 9 日開催）での評価・審査結果について

第 81 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 9 月 18 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(令和 7 年 9 月 10 日開催)での評価・審査結果について

第 82 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 10 月 16 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(令和 7 年 10 月 8 日開催)での評価・審査結果について

第 83 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 11 月 20 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 共同研究等の単価向上について
2. 知的財産戦略室会議(令和 7 年 11 月 12 日開催)での評価・審査結果について

第 84 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 7 年 12 月 18 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 令和 8 年度産学公連携推進センター事業計画案について
2. 共同研究における間接経費率の適正化について
3. 知的財産戦略室会議(令和 7 年 12 月 10 日開催)での評価・審査結果について

第 85 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 8 年 1 月 15 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(令和 8 年 1 月 7 日開催)での評価・審査結果について

第 86 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 8 年 2 月 19 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(令和 8 年 2 月 9 日開催)での評価・審査結果について

第 87 回 産学公連携推進センター運営委員会

日 時：令和 8 年 3 月 19 日（木）

場 所：3 号館 2 階第 1 会議室

議 題：

1. 知的財産戦略室会議(令和 8 年 3 月 11 日開催)での評価・審査結果について

7. 関係規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター連携企画室規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター知的財産戦略室規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センタースタートアップ推進室規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センターリカレント教育推進室規則

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則

平成30年9月27日制定

最終改正 令和7年2月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成16年4月1日制定。以下「組織規則」という。）第33条の規定に基づき、産学公連携推進センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 産学公連携活動の推進及び支援に関する事項
- (2) 研究成果等に基づいた実用化に関する事項
- (3) 知的財産に関する事項
- (4) 大学発スタートアップの推進及び支援に関する事項
- (5) リカレント教育に関する事項
- (6) その他産学公連携に関する事項

(組織)

第3条 センターに次に掲げる者を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 室長
- (4) その他の職員

2 センター長及び副センター長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

3 室長は、本学の職員のうちから学長が指名する者又は学外の有識者等のうちから学長が委嘱する者をもって充てる。

4 センター長、副センター長及び室長の任期は、1年とする。この場合において、センター長、副センター長及び室長の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。

5 センター長、副センター長及び室長は、再任されることができる。

(任命等)

第4条 センター長、副センター長及び室長は、学長が任命する。

(職務)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

3 室長は、センター長の命を受け、次条の室の業務を掌理する。

4 その他の職員は、センター長の命を受け、その職務に従事する。

(室)

第6条 組織規則第32条第1項の規定に基づき、センターに、第2条の業務を推進するための組織として、室を置く。

2 室に関し必要な事項は、組織規則第32条第2項の規定に基づき、別に規則で定める。

(運営委員会の設置)

第7条 センターに運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第2条の業務に関する重要事項
- (2) センター及びセンターに置く室の運営についての基本方針に関する事項
- (3) センター及びセンターに置く室の業務の計画及び実施に関する事項
- (4) センター及びセンターに置く室の予算の計画及び執行に関する事項
- (5) センター及びセンターに置く室の自己点検・評価に関する事項
- (6) その他センター及びセンターに置く室の運営に関し必要な事項

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 各室長
- (5) 事務局長
- (6) その他センター長が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、センター長の申出を経て学長が委嘱する。

3 第1項第6号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の業務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第12条 センターに関する事務は、学務課の協力を得て研究推進・産学連携課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長の下承を得てセンター長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター連携企画室規則

平成30年9月27日制定

最終改正 令和7年2月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置く連携企画室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第1号及び第2号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) 産学公連携プロジェクト等の企画及び推進に関すること。
- (2) 企業、地方公共団体その他の外部の機関との共同研究及び受託研究等の促進に関すること。
- (3) 地域等の研究ニーズ及び研究シーズに基づく産学公連携に関すること。
- (4) 産学公研究者交流に関すること。
- (5) 技術教育への支援に関すること。
- (6) 外部資金の獲得に関する情報収集及び支援に関すること。
- (7) 国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成16年4月1日制定）第32条第1項に掲げる室間の連携に関すること。
- (8) 京都工芸繊維大学産学連携協力会との連携に関すること。
- (9) 研究成果物の社会実装化支援に関すること。
- (10) その他本学の産学公連携活動の推進及び支援に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- 2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 副室長の任期は、1年とする。この場合において、副室長の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。
- 4 副室長は、再任されることができる。
- 5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長の任期

は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長の任命)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

2 第3条第1項第3号の室員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(ワーキンググループ)

第6条 室に、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、学長の下承を得て室長が定める。

(事務)

第7条 室に関する事務は、研究推進・産学連携課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センター知的財産戦略室規則

平成30年9月27日制定

最終改正 令和3年3月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置く知的財産戦略室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第3号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) 知的財産戦略に関すること。
- (2) 知的財産の審査等に関すること。
- (3) 知的財産の保護、管理及び活用に関すること。
- (4) 利益相反マネジメントの支援に関すること。
- (5) その他知的財産に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- (4) その他センター長が必要と認める学内外の有識者 若干名

2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

3 副室長及び第1項第4号の室員の任期は、1年とする。この場合において、副室長及び室員の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。

4 副室長及び第1項第4号の室員は、再任されることができる。

5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長及び第1項第4号の室員の任期は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長等の任命等)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

2 前条第1項第4号に規定する室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

2 第3条第1項第3号及び第4号の職員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(室長)

第6条 室長は、第2条に規定する業務の企画、立案、及び実施に当たり知的財産戦略室会議（以下「室会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 室長に事故があるときは、副室長が、その職務を代行する。

(議事等)

第7条 室会議は、室員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 室会議の議事は、出席室員の過半数で決し、可否同数のときは室会議の議長の決するところによる。

3 室長が必要と認めたときは、室員以外の者を室会議に出席させることができる。

(事務)

第8条 室に関する事務は、研究推進・産学連携課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センタースタートアップ推進室規則

令和7年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置くスタートアップ推進室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第4号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) アントレプレナーシップ教育及び起業マインド醸成に関すること。
- (2) 起業シーズの発掘及び育成に関すること。
- (3) 大学発スタートアップの起業に係る啓発及び相談対応に関すること。
- (4) 大学発スタートアップ起業時における伴走支援に関すること。
- (5) その他大学発スタートアップの推進及び支援に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- 2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 副室長の任期は、1年とする。この場合において、副室長の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。
- 4 副室長は、再任されることができる。
- 5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長の任期は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長の任命)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

- 2 第3条第1項第3号の室員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(ワーキンググループ)

第6条 室に、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、学長の下承を得て室長が定める。

(事務)

第7条 室に関する事務は、研究推進・産学連携課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

京都工芸繊維大学産学公連携推進センターリカレント教育推進室規則

平成30年9月27日制定

最終改正 令和7年2月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、京都工芸繊維大学産学公連携推進センター規則（平成30年9月27日制定。以下「センター規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、産学公連携推進センターに置くリカレント教育推進室（以下「室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 室は、センター規則第2条第5号の事項に関し、次に掲げる業務について企画し、立案し、及び実施する。

- (1) 地域等のニーズに基づきリカレント教育の推進に関すること。
- (2) リカレント教育プログラムに関すること。
- (3) その他本学のリカレント教育の推進及び支援に関すること。

(組織)

第3条 室に、次に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 産学公連携推進センターに所属する職員のうち、産学公連携推進センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
 - (4) その他センター長が必要と認める学内外の有識者
- 2 副室長は、本学の職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 副室長及び第1項第4号の室員の任期は、1年とする。この場合において、副室長及び室員の任期が、任命の日の属する年度の末日を超えることとなるときは、当該年度の末日をもってその終期とする。
- 4 副室長及び第1項第4号の室員は、再任されることができる。
- 5 センター長が任期の途中で退任したときは、当該センター長が指名した副室長及び第1項第4号の室員の任期は、当該センター長が退任した日をもって満了したものとみなす。

(副室長等の任命等)

第4条 副室長は、センター長の申出を経て、学長が任命する。

- 2 前条第1項第4号に規定する室員は、センター長の申出を経て、学長が委嘱する。

(職務)

第5条 副室長は、室長の職務を補佐する。

2 第3条第1項第3号及び第4号の室員は、室長の命を受け、その職務に従事する。

(ワーキンググループ)

第6条 室に、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、学長の下承を得て室長が定める。

(事務)

第7条 室に関する事務は、研究推進・産学連携課の協力を得て、学務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、センター規則第7条の運営委員会の議を経て、学長の下承を得て室長が定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。



編集・発行

京都工芸繊維大学 産学公連携推進センター
〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町

<https://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/publish/>

☎ 075-724-7035

✉ sangaku@jim.kit.ac.jp

令和8年7月発行